

不動産の「登記情報」の取得方法と「担保設定の見方」について

所有不動産に、株式会社SFCGまたは株式会社商工ファンドの担保設定登記がなされているかを確認するには、不動産の「全部事項証明書」、または「現在事項証明書」（以下、登記情報）の取得をする必要があります。

以下では、証明書の取得と担保設定登記の確認について説明します。

< 目次 >

- 登記情報の取得窓口はどこか？
- 登記情報を取得するには何が必要か？いくら必要か？
- 法務局で登記情報を取得するには？
- 登記情報の見方（担保設定の見つけ方）
- SFCGまたは商工ファンドの担保登記があった場合の連絡先

● 登記情報の取得窓口はどこか？

登記情報は主に下記窓口、インターネットサイトにて取得することができます。

- ① 法務局（不動産の所在地を管轄する法務局）

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

- ② 法務局証明サービスセンター（市役所内などに設置）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00030.html

- ③ 登記情報提供サービス（インターネット経由での登記情報提供サービス。※利用者登録が必要です。）

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

● 登記情報を取得するには何が必要か？いくら必要か？

(1) 何が必要か？

- 登記情報を取得する際には、土地ならば「地番」、建物ならば「家屋番号」情報が必要となります。
- 「地番」とは、登記の記録を目的として土地一筆ごとにつけられた番号を表します。一般に使われている「住所」とは異なる場合があります。あらかじめ権利書などで地番をご確認ください。
- 地番、家屋番号がわからない場合は、管轄法務局にご相談ください。

(2) いくら必要か？

- 法務局で登記情報取得する場合、1筆あたり600円分の収入印紙が必要となります。
- 法務局内に印紙購入窓口があることが多いですが、窓口の有無については、管轄法務局に事前にお問合せください。

● 法務局で登記情報を取得するには？

法務局で登記情報を取得するには、①管轄法務局の窓口に出向く、または②郵送で申請する方法があります。

①最寄りの法務局窓口に出向く

1) 対象となる不動産を管轄する法務局へ出向く。

法務局備え付けの「登記事項証明書（登記簿謄本・抄本）交付申請書」に、必要事項を記入します。

<必要事項>

申請者の住所、氏名。

「土地」を調べたい場合 土地にチェックを記して「所在と地番」を記入する。

「建物」を調べたい場合 建物にチェックを記して「所在地番と家屋番号」を記入する。

2) 手数料を支払う（収入印紙購入）

申請書に貼付する収入印紙購入します。費用がわからない場合は、法務局の相談窓口にお問い合わせください。

3) 申請書を窓口提出する。

必要事項を記入して収入印紙を貼付した申請書を申請窓口へ提出します。

②郵送による申請

郵便により申請をする場合は、申請書のほか、返信用封筒等が必要となります。

具体的な方法、返送にかかる日数など、詳しくは、申請先の法務局にお問い合わせください。

（法務局） http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html

● 登記情報の見方（担保設定の見つけ方）

登記情報は大きく3つの部分から構成されています。

表題	主な記載事項
①表題部	土地の所在、性質。建物の構造や用途
②権利部（甲区）	不動産の所有者等
③権利部（乙区）	抵当権等の設定状況

- 担保設定がなされているかを確認するには、上記のうち「③権利部（乙区）」を見ます。
- 株式会社 SFCG または 株式会社商工ファンドの担保設定が抹消されずに残っている場合には、次ページの登記記載例①、②のような記載がなされています。
- 登記が抹消されている場合は、登記記載例③のように、抹消箇所の下線が引かれています。

● S F C Gまたは商工ファンドの担保登記があった場合の連絡先

最新の登記情報で確認した結果、S F C G（または商工ファンド）の担保登記の抹消がなされていない場合は、**S F C G破産管財人室 電話 03-3271-4380**へご連絡ください。所定の書類をお送りいただいたのちに、抹消に必要な書類の交付を致します。書類の交付は、破産手続き終結をもって終了しますので、早急に連絡をお願いします。

※記載例中の「X」は数字、「●」は数字以外の文字を表しています。

【登記記載例①】 株式会社SFCGが設定している場合

順位	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
X	根抵当権設定仮登記	平成XX年XX月XX日 第XXXXXXX号	原因 平成XX年XX月XX日設定 極度額 金X,XXX,XXX円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 保証取引 保証委託取引 手 形割引取引 債務者 ●●県●●市●●町●丁目X番 ●●●●●●(←債務者名) 権利者 東京都中央区日本橋室町三丁目2 番15号日本橋室町センタービル 株式会社SFCG

【登記記載例②】 株式会社商工ファンドが設定している場合

順位	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
X	根抵当権設定仮登記	平成XX年XX月XX日 第XXXXXXX号	原因 平成XX年XX月XX日設定 極度額 金X,XXX,XXX円 債権の範囲 金銭消費貸借取引 手形債権 小切手債権 保証取引 保証委託取引 手 形割引取引 債務者 ●●県●●市●●町●丁目X番 ●●●●●●(←債務者名) 権利者 東京都中央区日本橋室町三丁目2 番15号日本橋室町センタービル 株式会社商工ファンド

【登記記載例③】 登記が抹消されている場合（

※「登記抹消」とは、記載そのものがなくなるのではなく、下線が引かれた状態となりますのでご注意ください。

順位	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
<u>X</u>	<u>根抵当権設定仮登記</u>	<u>平成XX年XX月XX日</u> <u>第XXXXXXX号</u>	<u>原因</u> 平成XX年XX月XX日設定 <u>極度額</u> 金X,XXX,XXX円 <u>債権の範囲</u> 金銭消費貸借取引 手形債権 <u>小切手債権</u> <u>保証取引</u> <u>保証委託取引</u> <u>手</u> <u>形割引取引</u> <u>債務者</u> ●●県●●市●●町●丁目X番 <u>●●●●●●</u> (← <u>債務者名</u>) <u>権利者</u> 東京都中央区日本橋室町三丁目2 <u>番15号日本橋室町センタービル</u> <u>株式会社SFCG</u>